



Title	社会体制と社会権の関係に関する研究
Author(s)	篠田, 優
Description	この博士論文の全文は利用可能日以降に公開されます。利用可能日以前の閲覧方法は https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ をご参照ください。
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	乙第7228号
Issue Date	2025-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.r7228
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98673
Type	doctoral thesis
File Information	Yu_Shinoda_review.pdf, 審査の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：篠田 優

審査担当者	主査 教授	徐 行
	副査 教授	会沢 恒
	副査 教授	川久保 寛
	副査 教授	渋谷 謙次郎（早稲田大学法学学術院）

学位論文題名

社会体制と社会権の関係に関する研究

本論文は、社会主義から資本主義へと体制転換を経由したソビエト＝ロシアという具体的対象の「社会的＝経済的権利」領域の動向を分析しつつ、全体として社会体制と社会権の関係を考究するものである。

社会権法理は、19 世紀における資本主義の発達と大量の労働者の出現を背景に、労働者の「人間の名に値する生活を保障される権利」として生成されてきて、1919 年のヴァイマル憲法によって、初めて憲法上明文で実定化された。資本主義社会において社会権が要請されるのは、生活に必要な福祉の大部分が「商品＝貨幣関係」を通じて獲得されるためである。要するに、貨幣（カネ）のない者は必要な福祉を得られず、人間の名に値する生活を享受できない。かかる事態を是正するのが社会権である。ヴァイマル憲法の 2 年前、ロシア社会主義革命が成った。社会主義化した社会は、「商品＝貨幣関係」の克服を目指す、その福祉分配の原則は「労働に応ずる分配」であるため、仮にこの原理のみが機能するならば、労働能力が乏しい者は十分な福祉を得られず、「人間の名に値する生活を保障される権利」を享受できない。ここに、社会主義社会においても社会権が要請される根拠がある。このように、資本主義社会にも社会主義社会にも共通して社会権が要請される根拠が存在するが、本論文は、それが偶然的な事情で相似的にそうになっているのではなく、両者の背後には一定の一般理論的連関があることを明らかにしようとするものである。

そこで、本論文は第 1 章から第 6 章まで、社会主義時代の住宅に対する権利、体制転換期の土地、住宅、社会保障、体制転換後の社会保障の一環である年金法、住宅法について、社会権の具体的展開のあり方、社会権と経済的権利の結びつきのあり方を意識しつつ制度動向を分析している。

具体的には、第 1 章において、社会主義社会における「住宅に対する権利」のあるべき姿を構想し、このあるべき姿をいわば「ものさし」として対象を測定し、あるべき姿からのズレ、逸脱の原因を具体的＝歴史的事情を考慮しつつ検討することを通じて、「ソビエト市民の住宅に対する権利」のあり方を描出した。第 2 章では、脱社会主義憲法としての 1993 年ロシア憲法の制定後、当時の大統領エリツィンにより、同憲法に抵触すると判断された多くの土地関連法令が大統領令によって失効とされ、土地法制における「真空」とも呼ぶべき状況が生じ、その結果、土地所有権の供与は地方権力の裁量に委ねられ、土地に対する収奪が発生したという事態を、一次資料の乏しい中、当時の新聞記事なども参照して描出した。第 3 章では、体制転換のただなかにあった

社会保障法の状況を俯瞰的・理論的に整理した。第4章では、ペレストロイカ末期に始まった国有住宅の私有化を通じて行われた住宅の商品化に焦点をあて、財産権＝自由権としての住宅に対する権利と、社会権としての住宅に対する権利との関係を、体制転換過程において検討した。第5章では、体制転換に関わる法を段階的に「路線転換法」「体制転換推進法」「過渡期法」「転換後の恒久法」と捉え、住宅領域における体制転換過程を概観したうえで、恒久法としての住宅法典の内容を分析した。第6章では、体制転換後の最初の年金法が制定された2001年以降の年金制度の変遷を検討対象とし、年金法制の改正に加えて、年金に関する憲法裁判や、年金受給年齢の引き上げなどの政策的変化についても分析した。

結論として、終章では、以下のように分析した。ソビエト体制を社会主義と捉えるならば、「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、社会主義における福祉の基本的分配原理が「労働に応ずる分配」であるがゆえに、労働能力を十分にもたない者を守るために社会主義体制においても要請される。「労働に応ずる分配」が行なわれるのは、労働の質的差異が存在し、かつその質的差異を量的差異に変換する必要があるためである。その変換に際して価値尺度が求められ、ここに価値規定としての価値法則が作用することになる。さらに、「労働に応じて」分配されるのは現実の福祉ではなく貨幣であるため、貨幣によって必要な福祉を買うという関係、すなわち「商品＝貨幣関係」が必然的に発生する。そこには多かれ少なかれ価値法則が作用する。しかし、「商品＝貨幣関係」と価値法則は、社会主義にとって克服の対象である。したがって、その克服はそれが必然的に作用するという中で模索されざるを得ない。ところが、現実には「商品＝貨幣関係」に従って、価値法則を利用しないし甘受しない限り、社会の諸々のニーズの充足が困難であることが経験的に明らかになり、「商品＝貨幣関係」と価値法則の圧力が体制崩壊の要因となった。「人間の名に値する生活を保障される権利」としての社会権は、元々資本主義社会で要請されたものであるため、体制転換後も一定の変容を受けつつも存続している。その変容と存続のあり方には、社会主義という具体的な経験の刻印がみられる。

本論文は、生産手段の所有形態に着目する限り全く異なる資本主義と社会主義の両体制において、「人間の名に値する生活を保障する権利」としての社会権が、「共通の要因」への対処によって理論的に要請され、実定化されてきたことを明らかにしようとする野心的な試みである。著者は、ソビエト＝ロシアが経験した社会主義時代、体制転換期、および体制転換後の住宅・土地・社会保障に関する法規範を精緻に分析することで、社会権が体制を貫通する普遍的な性格を有することを見事に立証している。また、実定法制度の変遷を実証的に検証するアプローチは、制度運用の実態を鮮やかに浮かび上がらせ、体制転換前後を通じた約40年にわたるソビエト＝ロシア法の社会権的側面に関する通時的分析を可能にした。そういう意味では、本論文は今後のソビエト＝ロシア法研究にとって模範となる手堅い実証研究であり、特に社会体制と社会権の関係を考察する上で欠くことのできない貴重な成果である。口頭試問では、社会権研究としては、障害者や高齢者向けの福祉サービスに関する検討が不十分であることや、住宅や年金に共通する「家族」という概念を深く掘り下げることができれば、研究がより一層立体的になるのではないかという指摘もなされた。しかし、これらはいずれも膨大な時間と労力を要する課題であり、学界全体に委ねられた宿題であろう。以上のことから、本論文は理論的独創性と高い完成度を兼ね備えており、博士（法学）の学位を授与するのに値すると審査委員全員一致で判断した。